

令和3年第4回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年4月26日(月)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後2時27分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	出
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	欠
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		吉田信雄	出
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 根岸伸年
 次長 清水周二
 書記 権田貴大

事務局長	(起立・礼・着席の発声)
議長	ただいまから令和3年第4回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。
事務局長	事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和3年第3回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、報告第4号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。 日程第3、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第4、議案第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 日程第5、議案第38号から第39号、農地法5条第1項の規定による許可後の計画変更について。 日程第6、議案第40号から第48号、農地法5条第1項の規定による許可申請について。 日程第7、議案第49号、農地利用集積計画による利用権の設定について。 なお、議案第37号、第47号は、申請者から取下げの願いがあったため、今回の総会では、審議いたしません。 以上です。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、中嶋安男委員と内田平三委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第4号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出についてを報告いたします。
事務局	それでは、報告第4号について、事務局の説明を求めます。 議案書1ページを御覧ください。 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定によります届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール未満であれば農地転用の許可是必要なく、農業委員会への届出で足りるというものでございます。
事務局	それでは、報告第4号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 農業用施設の内容としましては、農業用倉庫となります。 なお、こちらは、既に設置されておりますので、設置後の届出となります。
議長	説明は、以上でございます。 報告事項ですので御了承願います。
事務局	続きまして、日程第3、議案第36号、農地法3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第36号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の2ページ御覧ください。 農地法3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または、

	設定するものです。
事務局	それでは、議案第 36 号について、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請人は、ご家族で、畑では花卉や植木、田では米を作っております。 今回取得する農地では、畑では福寿草、田では米を拡大していきたいということです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 關谷委員。 昨日、小淵委員、新井委員とともに、譲受人との面談及び、現地確認を行いました。 譲渡人は、遠方に住んでおり、管理が大変ということあります。
關谷委員	譲受人は、先ほど事務局がおっしゃいましたように、福寿草、植木等を植える農地を探していたということです。譲受人は、地元で水田、畑等、耕作されており、何ら問題ないと考えます。
議長	他に御意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 36 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 36 号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 5、議案第 38 号から第 39 号、農地法第 5 条の規定による許可後の変更申請についてを議題といたします。 なお、議案第 38 号及び議案第 39 号につきましては、関連がありますので、一括審議いたします。
事務局	それでは、議案第 38 号及び、議案第 39 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 4 ページをご覧ください。 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更につきましては、過去に権利変動を伴う許可を得ている事業計画の、変更の承認を求めるものです。
事務局	それでは、議案第 38 号及び議案第 39 号について御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請地は、都市計画法の用途地域内にあり、ともに自己用住宅として許可を得ております。こちらにつきましては、この後に御審議を頂きます議案第 46 号と関連があるものですが、自己用住宅という当初の計画から、計画実施が困難となったため、承継者が貸住宅敷地とする内容の計画変更の承認を求めるものです。 本議案の許可の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条、第 2 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。

	議長	この件について、まず、地元の委員に意見を求めます。
	坂本委員	坂本和彦委員。 先日、21日に吉田一行委員と現地確認を行いました。申請地の周辺は住宅地でありまして、特に問題はないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。
	議長	他に御意見はございますか。
		(委員から、「なし」の声)
	議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。
		議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
		(全員举手)
	議長	全員賛成ですので、議案第38号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第39号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
		(全員举手)
	議長	全員賛成ですので、議案第39号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。続きまして、日程第6、議案40号から議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
		それでは、議案第40号について事務局の説明を求めます。
	事務局	議案書の5ページを御覧ください。 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者の権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借等によりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。
		それでは、議案第40号につきまして、御説明申し上げます。
		(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
	事務局	都市計画法の用途地域内にある農地が、今回の申請地になります。譲受人は賃貸業を営んでおり、今後も経営拡大を考えたとのことで、学校や駅、スーパーなどが近く、自然も多いことから、需要が見込めると考え、今回の申請に至ったとのことです。
		本議案の許可の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(I)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。
		また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
		説明は、以上でございます。
	議長	この件について、地元の委員さんに意見を求めます。
		柴崎高志委員。
	柴崎委員	先日、24日に坂本規男推進委員と現地確認を行いました。 北と南が同じようで、分かりづらく、近所に住む前任の農業委員さんにお伺い致しましたところ、この農地は、譲渡人が移譲したわけすけれども、譲渡人は遠方に住んでおり、管理ができないとのことでした。手が入っておらず、それなりの草畠ですので、問題はないと思います。よろしくお願いします。
		他に御意見はございますか。
		(委員から、「なし」の声)
	議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
		議案第40号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第41号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案41号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 都市計画法の用途地域内にある農地が、今回の申請地となります。譲受人は現在の賃貸住宅が手狭になったため、戸建てを考えたところ、現在の居住地に近く、妻の実家にも近い場所であったため、今回の申請に至ったとのことです。
事務局	本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんの意見を求めます。
坂本推進委員	坂本規男委員。 先日、柴崎高志委員と現地を確認してまいりました。この土地は、譲渡人が持っている土地なのですが、現在も管理するのが大変ということですが、現状、きれいに管理されてまして、特に問題ないと思います。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第41号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第41号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第42号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第42号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 都市計画法の用途地域内にある農地が、今回の申請地になります。譲受人は現在、造園業を中心経営をされていますが、経営拡大を検討したところ、国道に面し、観光客の通行も多いことから、申請地の北側の宅地と合わせて、造園資材展示販売を行うため、今回の申請に至ったとのことです。
議長	本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
八木委員	この件について、地元の委員さんに意見を求めます。 八木委員。 42号議案ですが、4月の24日正午頃にわたくし、八木が現地確認しました。残念ながら、申請者は訪問いたしましたがご不在で、直接お話を聞いておりません。事務局の説明のとおり、バイパス沿いの造園資材の展示販売をする施設ということで、約5mほどの道路も隣接し

	ております。周辺地は住宅地並びに店舗ということで囲まれておりますし、具体的に他の農地に影響を与えるという場所ではございません。農地区分も第3種農地ということで、特に問題はないと思いますのでご審議をよろしくお願いします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第42号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第42号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第43号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第43号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は現在他市に住んでいますが、勤務先が町内に変わったことに伴い、通勤時間や住環境を考えた結果、今回の申請に至ったとのことです。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。
	なお、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんに意見を伺います。
須賀委員	須賀委員。
須賀委員	議案番号43番について報告いたします。4月22日の午後、中嶋委員、石田委員とわたくし、須賀で現地調査及び、譲渡人と面談を行いました。現地については、地図で見ていただけると分かるとおり、周辺に住宅が建っておりますし、南側についても現在、建設中とのことで、住宅に囲まれているとのことでございます。近隣の農業への影響もないものと考えます。
	また、申請が売買ということですので売買についての購入者の意思確認についても、併せて行いました。以上のことから特段問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。
	他に御意見はございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第43号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第44号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第44号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は現在、町内に資材置場を所有しておりますが、会社から遠く、管理しづらく、また、一部分を別の用途で使用することを考え、会社から近い資材置場を考えたところ、今回

	<p>の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は一部が第1種農地ですが、農地法施行規則第36条によりまして、申請にかかる事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>なお、農地法第5条、第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員の御意見を伺います。</p>
須賀委員	<p>須賀委員。</p> <p>議案番号44号について報告いたします。4月の22日、木曜日の午後、中嶋委員、石田委員と、わたくし、須賀の3人で現地調査及び、譲渡人と面談を行いました。現地についてはですね、南北には住宅がありまして、東側には川、西側は道路、案内図ではちょっとわかりづらいんですけども、2面の申請地の間に道が走っているということでございまして、この道についてはですね、町の方から払い下げを受けているということで、現況については、長期間、耕作、作付けがなされている様子はないものの、立木等伐採され、保全状態がありました。特段、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第44号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第44号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第45号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の6ページを御覧ください。</p> <p>それでは、議案第45号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、現在アパートに住んでいますが手狭になり、妻の実家近くで住宅を検討したところ、妻の父が土地を貸してくれることになったため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>なお、農地法第5条、第2項、第2号の非代替性、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、地元の委員に意見を伺います。</p>
石澤委員	<p>石澤委員。</p> <p>先日、24日の日に、内田委員並びに、吉田委員と現地調査並びに、たまたま、譲渡人がいましたので、現場でよく内容を聞くことができました。当該地はちょうどこの、真ん中に町道がありまして、既に町から払い下げを受けているということの説明がありました。場所的</p>

	には、北側は工場用地、西側は住宅地、一部、南側は開けたところもありますが、只今、事務局の説明どおり、周辺農地への影響等、問題ないものと受け止めております。譲渡人の二人娘のうち、1人が近くに来るということで大歓迎、ということで、上手に行けばいいという期待も聞いてまいりました。内容は、以上になります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	他に御意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第45号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。次に議案第46号について説明を求めます。
事務局	それでは、議案第46号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 都市計画法の用途地域内にある農地が、今回の申請地となります。申請地は駅にも近く住環境が整っており、需要が見込めることから、今回の申請に至ったとのことです。
事務局	本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題ないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員に御意見を伺います。 坂本委員。
坂本委員	議案38、39号でありました、計画変更の案件であります。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第46号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第46号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
議長	次に47号は取り下げられましたので、次に議案第48号について、事務局の説明を求めます。
議長	それでは、議案第48号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲渡人は昭和16年からこの場所に住宅を建築し、農業を営んできたそうです。譲受人は○市で縫製業をしていますが、當時実家に帰り、農業にも携わっているのが現状で、この申請地に居住していた母親も高齢になり現在は譲受人と生活していますが、今後の農地管理などを考慮し、現在の住居は子どもに渡し、申請地に移住するため今回の申請に至ったとのことです。
事務局	

	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>なお、農地法第5条、第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんに御意見を伺います。</p> <p>野澤委員。</p>
野澤委員	<p>この土地は去年、除外申請が通っております。この時に、小和瀬さんと私で行きましたけども、この土地には住んでませんで、母親の土地に自分の家を建てるための一連の手続きでやったもので、除外申請の時に、蚕室については撤去することになっておりましたが、転用申請の際には撤去されて、更地になっておりました。一連の流れですので、全く問題はありません。そんなわけで、よろしくお願ひします。</p> <p>他に御意見はござりますか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第48号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。続きまして、日程第7、議案第49号、農用地利用集積計画による、利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第49号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の7ページ御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による、利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。この制度の利点といたしましては、貸し手側は利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして、貸借をする場合につきましては、農地法3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第49号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下4人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下7人です。</p> <p>合計21筆で16,916平方メートル、そのうち、田が5筆で、5,851平方メートル、畑が16筆で、11,065平方メートルとなります。</p> <p>なお、御決定をいただきました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用集積計画を告示いたします。</p>

	説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見ございましたらお願ひします。 (委員の中から、「なし」の声があったら)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 49 号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
議長	(全員举手) 全員賛成ですので、議案第 49 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありましたら、お願いいいたします。
議長	(委員からなしの声) 無いようですので、事務局から、何かありますか。
事務局長	事務局から 1 点、御連絡いたします。 次回の総会ですが、5 月 26 日、水曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 繰り返します。5 月 26 日、水曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 以上、よろしくお願いいいたします。
議長	それでは、他に無いようですので、令和 3 年第 4 回総会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。
事務局長	(起立、礼、着席の発声)

発言者	内容
署名委員の決定について議長指名により	
中嶋 安男 委員	内田 平三 委員
以上2名を選任する	
上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。	
令和3年4月26日	
議長	室 囲 重 雄
委員	中 嶋 安 男
委員	内 田 平 三